

監監第 774 号
令和 7 年 12 月 9 日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰一
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 11 月 6 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「杉田漁友会の件」として、「横浜市港湾局に圧力をかけ」「りっぱなさんばしをつくりがんペキをきれいにして移転させたことです」と記載しています。

住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的に摘示する必要がありますが、請求人は「移転」に関するどのような財務会計上の行為等（契約の締結や支出など）を違法又は不当としているのか、請求書の記載から特定することができません。なお、請求書の後段に「地代」という言葉も見受けられますが、「移転」との関連性や、どのような財務会計上の行為等（契約の履行や財産の管理など）を示しているのか判然としません。

したがって、本件請求において、請求人が、横浜市の違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実について主張しているとは言えず、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等の摘示があつたものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。